地震発生時の対応

岐阜市立島中学校

◇　登校する前に地震が発生した場合

震度４以下　・・・・・通学路が安全であれば通常通り登校・授業実施
震度５（5弱・5強）・・・通学路及び学校の安全が確認できるまで自宅待機
震度６～７・　・・・・臨時休業（自宅待機）

- 震度５弱以上の地震は、緊急地震速報（警報）が発表される基準であるため、安全が確認できるまで自宅待機とする。
- 震度６弱以上の地震は、特別警報の基準であり、校舎の損壊、停電、断水、通信障害など深刻な被害が予見されるため、発生した時点で臨時休業とする。

◇　登校してから地震が発生した場合

震度４以下　・・・・・その場で身を守る　→　学校生活を継続
震度５（5弱・5強）・・・その場で身を守る　→　運動場に避難（安全確認）
震度６～７・　・・・・その場で身を守る　→　運動場に避難（引き渡し）

（１）安全を確認し、学校の施設等に異常がない場合は学校生活を継続する。
（２）学校の施設等に異常がある場合は運動場待機を継続し、校区の被害状況を確認したのち、一斉下校または保護者引き渡しによる下校とする。

◇　その他

- 災害発生時は、施設の損壊や停電の発生などにより、保護者メール配信やホームページによるお知らせ、電話連絡等ができない可能性がある。
- 震度６～７の地震が発生した場合、学校を再開するまでの数日間～数週間、臨時休業（自宅待機）となる可能性がある。

〔 震度の目安 〕　（気象庁「震度階級」から引用・一部省略）

震度４・・・・・ほとんどの人が驚く。
震度５弱・・・・大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。
震度５強・・・・物につかまらないと歩けない。固定していない家具が倒れる。
震度６弱・・・・立っていることが困難になる。ドアが開かなくなることがある。
震度６強以上・・立っていることができない。動くことができない。